

青森県環境影響評価審査会の意見 ((仮称) 東通村陸上風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、約 0.6km の範囲に住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む。）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。特に、大型の風力発電設備の設置を計画する場合は、より慎重に配置等を検討すること。
- 2 水質（水の濁り）の調査について、工事の実施による影響を把握するため、青平川、目名川、田名部川及び野牛川の上流部に調査地点を設定すること。
- 3 コウモリ類の捕獲調査について、対象事業実施区域の南側に調査地点が設定されておらず、生息状況等を十分に把握できないおそれがあることから、同区域の南側にも捕獲調査地点を追加すること。
- 4 一般鳥類の調査（ポイントセンサス法）について、対象事業実施区域の南西側に調査地点が設定されておらず、生息状況等を十分に把握できないおそれがあることから、同区域の南西側にも調査地点を追加すること
- 5 一般鳥類の調査について、ポイントセンサス法及び任意観察調査では、個体数が少ない種や夜行性の種などの生息状況を把握できないおそれがあることから、調査地域を網羅できるように複数の調査地点を設定した上で、繁殖期における夜間及び早朝の自動録音調査を実施すること。
- 6 渡り鳥の調査について、対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を把握するため、春秋の渡りの最盛期にレーダー調査の実施を検討すること。
- 7 魚類及び底生動物の調査について、工事の実施による影響を把握するため、青平川、目名川、田名部川及び野牛川の上流部を調査地点に設定すること。
- 8 植物相の調査について、具体的な踏査ルートが方法書に示されておらず、植物相を十分に把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所や工事用資材等の搬入路の敷設・拡幅箇所など改変区域を網羅するよう踏査ルートを設定すること。
また、植生の調査について、対象事業実施区域は広く、多様な生育環境を含んでいることから、十分な植生調査地点を設定すること。

- 9 対象事業実施区域及びその周辺にはクマタカが生息している可能性があるため、現地調査によりクマタカの繁殖を確認した場合は、上位性注目種にクマタカを追加するとともに、その餌資源についても調査、予測及び評価を行うこと。
- 10 対象事業実施区域には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。
- 11 対象事業実施区域及びその周辺には、崩壊土砂流出危険地区が広く存在することから、風力発電設備の規模や配置等を検討することにより、土砂の崩壊又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は低減すること。